

京都市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年7月19日

京都市長 松井孝治

京都市規則第15号

京都市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市都市公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条中「京都市都市公園条例（以下「条例」という。）」を「条例」に改め、同条を第1条の2とし、同条の前に次の1条を加える。

（公園施設の設置基準の特例を適用する公園）

第1条 京都市都市公園条例（以下「条例」という。）第1条の3第2項に規定する別に定める公園は、北鍵屋児童公園とする。

第8条第1項及び第17条中「第1条」を「第1条の2」に改める。

第1号様式中「第1条関係」を「第1条の2関係」に改める。

第2号様式中「第1条」を「第1条の2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（建設局みどり政策推進室）